

2024 新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）改訂概要

2025 年 7 月

(表記について)

- ・ 2024 新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）最終更新版からの主な改訂を、追加は赤字、削除は赤字取消線で表記しています。

ページ	新		
	項目	根拠規程	内容
63～65	(表) 規程第 436 条の 2 から第 439 条の概要	I R 体制の整備	規程第 436 条の 5 株主及び投資者との関係構築に向けて必要な情報提供を行うための体制を整備すること（注 4）
	(略) (注 4) 整備すべき体制について、画一的な定めはありませんが、各社の I R 体制の概要（責任者（担当役員等）、I R 担当部署・担当者など）や I R の実施状況（説明会の開催、I R 資料のホームページへの掲載など）については、コーポレート・ガバナンス報告書での開示が必要です。		
69	基準の内容・審査のポイント この基準に基づく審査では、申請会社の企業グループが経営活動を行うにあたってのコンプライアンス（法令遵守）の体制整備の状況を確認します。 (略) その他、幅広いコンプライアンス体制の整備の一環として、内部通報制度の整備運用状況についても確認します。具体的には、社内・社外窓口の設置や対応フロー（通報受付、通報者保護、調査、是正措置、再発防止策の一連の流れ）の整備状況のほか、重要な通報内容の有無、役職員等への周知状況等について確認します。なお、通報実績がない場合は、役職員等への周知が十分か、制度の利用促進のための施策を講じているか等について確認をすることがあります。（以下、略）		
149	②市場区分の変更に係る手続き 市場区分の変更申請は、新規上場審査における通常申請と同様、 <u>基準事業年度にかかる定期株主総会終了後</u> 、市場区分の変更申請に伴い必要となる書類を東証に提出することにより行います（市場区分の変更申請日については、適当な日時をあらかじめ主幹事証券会社と相談のうえ決定します）。（以下、略）		

以 上